桂川町長 井上 利一 様 桂川町教育長 穂坂 和義 様 (学校教育課)

桂川町監査委員 松隈 英之助 桂川町監査委員 神﨑 はな子

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を次のとおり報告します。

記

- 1 監査の対象 学校教育課
- 2 監査の内容 主として平成24年度事務等全般の執行状況
- 3 監査の実施月日 5月16日・17日
- 4 監 査 の 方 法 提出された監査調書の内容を精査するとともに関係 者の説明聴取にて実施
- 5 監 査 の 結 果 別紙のとおり

なお、指摘時効については、6月4日迄に文書で回答してください。

学校教育課 定期監査(平成25年5月16日~17日)

≪指摘事項≫

○ 桂川町職員による嘉穂郡学校給食会及び桂川町学校給食共同調理場に係わる会計処理について

共同調理場の各職員が24年7月福岡県学校給食会から購入した食材(参考:職員個人の食材を数年間以上にわたり毎年3回位、同給食会から購入しています。)の請求書において、個人には販売されないため宛先に桂川町学校給食共同調理場、余白に試食用と記載されていました。

共同調理場の事務担当者は、8月本請求書 60,801 円を技能研修用と思い 嘉穂郡学校給食会から同請求額を福岡県学校給食会に振込んだところ、約1 週間後同担当者は、某職員から各職員の購入食材代金 60,801 円の現金を受 領したので嘉穂郡学校給食会に入金しました。これをもって誤った支払が戻 入により適正になったのに11月嘉穂郡学校給食会から60,801 円を桂川町学 校給食調理場に振込んだのは、誤りでまったく理解し難い。

本件については、それぞれの組織で適確に処理されるよう要望します。

○ 共同調理場の臨時職員の賃金算定について

平成25年2月、調理場の臨時職員が1日7時間勤務の内、有給休暇4時間、欠勤3時間の休暇を取得した賃金の算定において、担当者は、有給休暇4時間分を時間外手当として計上しているのは、間違いです。

特に事務の執行については、必ず再度チェックして的確に処理できるように してください。